

## 生前贈与の増加について

今年の相続から基礎控除の引き下げが行われ、昨年までの5,000万円の定額控除額が3,000万円に引き下がり、相続人控除も1,000万円から600万円に引き下がりました。

例えば、配偶者と子供2人の相続人3人の場合、昨年までは8,000万円まで相続税は課税されなかったのが、今年からは4,800万円を超えると課税されることになります。

こうした相続税の課税強化への対応策として、今年は生前贈与を活用する人が増えているようです。

日本経済新聞の報道によると、千葉銀行では、2013年5月に始めた教育資金の一括贈与専用口座が好調で、7月末時点の口座数は1,715件、残高は112億3,800万円となったとのことです。同行は、相続関係の相談が多いため、結婚・子育て資金一括贈与預金の提供も決めたといいます。

この結婚・子育て資金一括贈与（1,000万円まで非課税）については、信託銀行の取扱いシェアが高いですが、各地の地方銀行でも専用口座を提供しています。8月からは、中国銀行や鳥取銀行、常陽銀行、足利銀行、千葉興業銀行などでも取り扱いを始めています。

生前贈与が増加している理由は、上記のような相続税の基礎控除の引き下げに加えて、次のような贈与に関する規定の創設や緩和があります。

- 1、教育資金の一括贈与非課税規定（1,500万円）
- 2、結婚・子育て資金一括贈与非課税規定（1,000万円）
- 3、子や孫などの直系卑属に対する贈与の場合の税率の緩和

なお、従来からの贈与に関する規定としては、次のようなものがあります。

- イ、配偶者の贈与税の非課税規定（2,000万円）
- ロ、相続時精算課税を活用した課税の繰り延べ規定（2,500万円）
- ハ、基礎控除110万円の暦年の贈与

池田泉州銀行では、年110万円まで贈与税が非課税になる「暦年贈与」の手続きを支援するサービスを7月から始めたといいます。贈与契約書の作成や資金の振込などに無料に対応するとのことです。

こうした生前贈与の増加の一方で、相続対策として生前贈与をしたにも関わらず、いざ相続が発生したときにそれが贈与と認められないというトラブルの発生も多くなっています。

生前贈与は、相続税の税務調査において、税務署からの指摘が多い事項のひとつでもあります。

贈与というのは契約行為ですので、一方が勝手に贈与をしても契約は成立しません。贈与される側が、その贈与を承諾する必要があります。この点を税務署に指摘され、名義預金などとして相続財産に加算されるケースが少なくありません。

例えば、孫名義の預金に贈与として資金を移したものの、通帳も印鑑も祖父母が持ったまま、貯まった預金は使った形跡なし、口座があるのは孫の住む東京ではなく、祖父母が住む地方の支店。ありがちなケースですが、これでは贈与が成立しているとは言い難くなってしまいます。

では、どのように贈与すればいいのでしょうか。

基本的には状況証拠を積み上げることが有効と考えられます。

現預金の贈与の場合の、考えられるポイントを以下に列挙します。

- ・ 贈与契約書の作成（未成年者の場合は、親権者の署名捺印も必要）
- ・ 贈与税の申告
- ・ 現金での贈与は避ける
- ・ 通帳、印鑑も含めて贈与する
- ・ 贈与者の印鑑は使わない
- ・ 受贈者の居住地に近い支店を選ぶ

なお、贈与額が大きいほど税務署が注視する可能性が高くなるであろうことは、想像に難くないでしょう。

一般社団法人全国経営診断士会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp http://www.cbca.jp

お問い合わせ先